

規制に係る政策評価の点検結果 (令和2年度分)

令和4年3月
総務省行政評価局

■ 規制の政策評価の点検の目的

- 各行政機関は、法律又は政令により規制を新設又は改廃する際、政策評価法^(注) 及び同法施行令において、事前評価を実施することが義務付けられている。
注) 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)
- 規制の政策評価は、①発生する効果や負担を予測することにより、規制の新設・改廃の可否や規制の具体的な内容・程度の検討に資すること、②国民や利害関係者に対して規制の必要性やあり得る影響について情報を提供し説明責任を果たすことを目的としており、各行政機関における適正な実施が確保されるよう、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が定められている。
- 本点検は、平成29年度に改正されたガイドラインに沿って各府省における規制の政策評価が適切に実施されるよう、各府省の評価の実施状況を把握し、改善に向けた具体的な手法の提示や推奨事例の横展開による評価レベルの向上を図るとともに、更なる改善に向けた検討に資することを目的に実施するもの

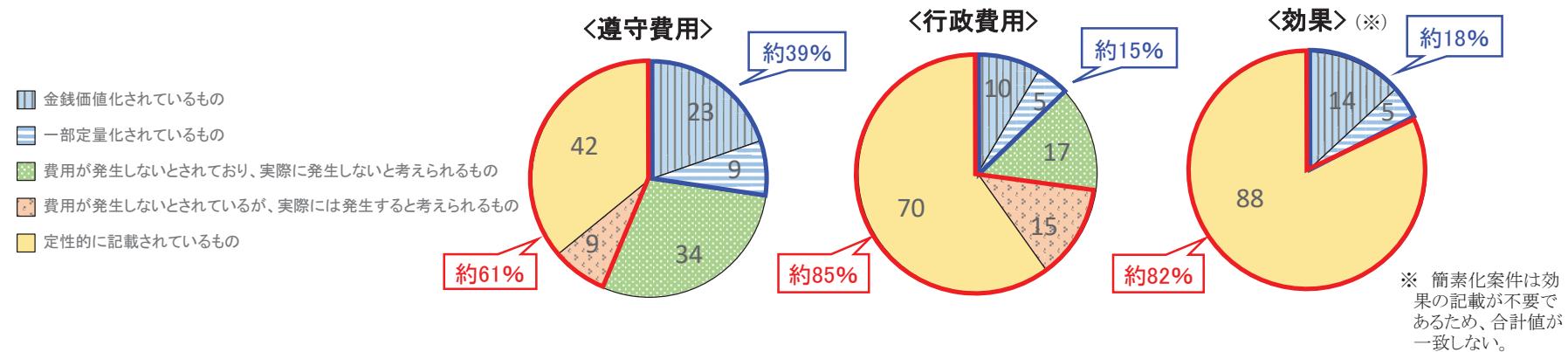
- 各府省が令和2年度に実施した規制の政策評価は、事前評価118件、事後評価39件の計157件であり、これらについて、ガイドラインを踏まえ、規制の政策評価を行う際に重点的に取り組むべき以下の項目の実施状況を中心に点検（義務付け対象外の省令による規制1件を除く。）

- ① 費用及び効果の金銭価値化・定量化が行われているか
- ② EBPMの観点を踏まえたロジック（課題、課題の発生原因、非規制手段との比較等）が記載されているか
- ③ 規制の検討段階等において事前評価（費用や効果など評価書の要素）が活用されているか
- ④ 事前評価書への事後評価の実施時期及び指標が明示されているか

※ 個々の規制の政策評価書について、必要な記載がなされているかの点検を行うとともに、定量化のための具体的な手法の提案や、個別事情の聴取などを実施

【点検項目①】事前評価における費用及び効果の定量化の状況

- 規制を受ける側のコストである「遵守費用」については、ガイドラインにおいて「少なくとも定量化することとされているが、令和2年度の点検対象のうち、遵守費用の金銭価値化又は定量化がされているもの(定量化率)は約39%と、昨年度と同程度の水準にとどまっており、伸び悩みがみられる。
注1) 定量化率は、費用が発生しないと記載されている又は影響の有無が記載されていないもののうち、実際に発生しないと考えられるものを母数から除外して算出している(以下同じ。)
注2) 遵守費用の定量化率の推移:平成30年度約18%⇒令和元年度約40%⇒令和2年度約39%
- また、「行政費用」の定量化率は約15%、「効果」の定量化率は約18%と、いまだ低い水準にとどまっている。
- 費用・効果の定量化がされていないものの中には、規制の対象者や対象物の規模、構造等が異なるため正確な推計が困難であるとして、定性的に記載しているものが多くみられた。

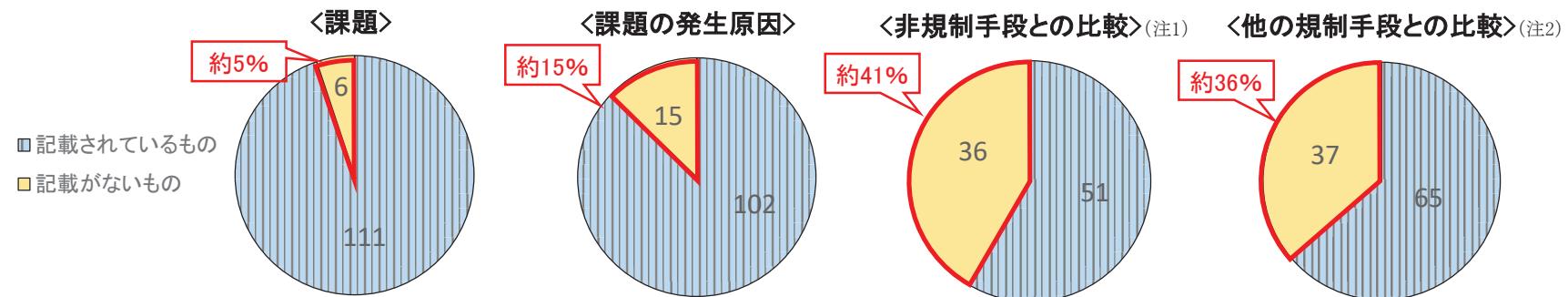


【各府省への主な指摘等】

- 費用及び効果の金銭価値化・定量化が可能となるよう具体的な手法を提示し、今後実施する事後評価や類似の評価への活用を図るよう指摘
 - 発生すると考えられる費用項目を具体的に提示し、費用及び効果の推計を求めたもの 16件
 - 事業者による申請等に係る費用や事務負担について試算方法を具体的に例示し、推計を求めたもの 46件
 - 費用の検証のため、事業者等に積極的にヒアリングを行うよう求めたもの 29件
- 特に遵守費用については、定量化できない場合には、その理由を詳しく説明するよう指摘

【点検項目②】EBPMの観点を踏まえたロジックの説明に関する記載の状況

- EBPM(証拠に基づく政策立案)が重視されている状況を踏まえ、政策のよって立つ論理を明確に説明するためには必要な「課題」、「課題の発生原因」、「非規制手段との比較」、「他の規制手段との比較」の記載状況について確認
- 政策目的を明確にするための「課題の発生原因」の記載が明確でないものや、選択すべき手段を検討するための「非規制手段との比較」、「他の規制手段との比較」の記載について、所要の記述がされていないものがまだ相当数みられた。



注1) 緩和・廃止等の案件は、記載不要と考えられるものがあるため、合計値が一致しない。

注2) 簡素化案件は効果の記載が不要であるほか、規制の内容や上位法令による下位法令への委任内容によっては有効な代替案が想定し難い場合を除外しているため、合計値が一致しない。

【各府省への主な指摘等】

(「課題」及び「課題の発生原因」について)

- 規制の導入前に生じている支障及びその発生原因を明確に記載するよう指摘

(「非規制手段との比較」及び「他の規制手段との比較」について)

- 規制以外の手段^(注3)及び他の規制手段^(注4)によるメリットとデメリットなどを明らかにし、当該規制手段を選択することの妥当性を説明するよう指摘

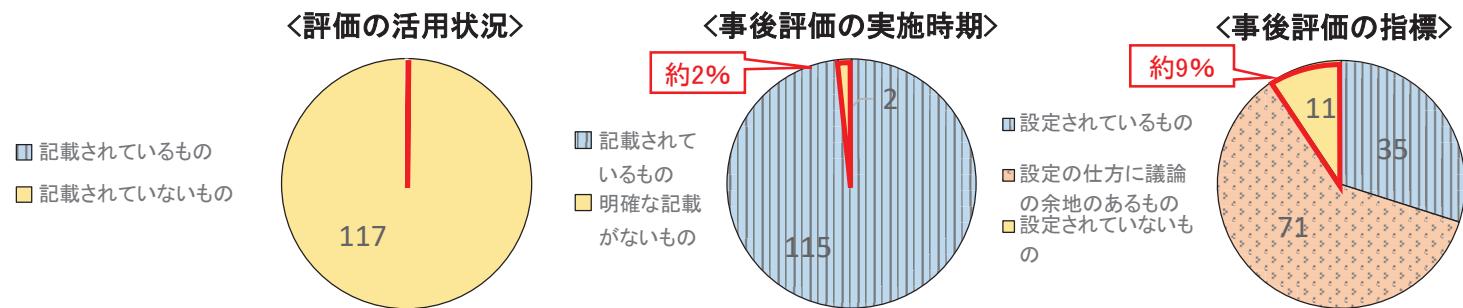
注3) 補助金交付等による経済的手段、業界の自発的取組、行政指導、行政側の広報・啓発等

注4) 規制をかける事業所の従業員規模を「300人以上」にする場合と「200人以上」にする場合による影響の違いや、「届出制」と「許可制」との違いなど

【点検項目③】規制の検討段階等における評価の活用状況

【点検項目④】事後評価の実施時期及び指標の明示状況

- 事前評価において、規制の検討段階等における「評価の活用状況」(費用や効果等に関する評価の活用の状況)が記載されているものはなかった。
- また、「事後評価の実施時期」については、ほとんどの評価書に記載がなされていたが、事後評価時に使用する「指標」を明記していないもの、指標の設定の仕方に疑義があるものが一定数みられた。



【各府省への主な指摘等】

- 規制の事前評価書案又は費用や効果に関する「具体的な数値」を審議会・検討会、関係者との調整過程の中での議論のたたき台として活用するなど、規制の検討段階等において事前評価の内容の活用を図るよう指摘
- 事前評価書において、事後評価時に使用する指標（効果だけでなく、発生した遵守費用や行政費用も把握可能な指標）を列挙し、把握する方法とともに明示するよう指摘

(参考) 規制に係る政策評価書の作成状況(各府省別・令和2年度)

府省庁名	事前評価	事後評価	合計
内閣府	1	0	1
国家公安委員会・警察庁	4	7	11
個人情報保護委員会	1	0	1
金融庁	10	8	18
消費者庁	1	0	1
総務省	4 <small>(注2)</small>	0	4
法務省	4	0	4
財務省	3	0	3
文部科学省	1	2	3

府省庁名	事前評価	事後評価	合計
厚生労働省	14	0	14
農林水産省	8	2	10
経済産業省	6	0	6
国土交通省	59	19	78
環境省	6	0	6
原子力規制委員会	0	1	1

事前評価	事後評価	合計
118	39	157

注1) 複数省庁が共管している規制については、所管省庁それぞれにカウントしているため、合計値は一致しない。

注2) 義務付け対象外の省令による規制1件を含む。

(参考) 規制に係る政策評価書の点検結果(前年度分との比較)

(単位:件)

事前評価	項目	年度	金銭価値化されているもの(a)	一部定量化されているもの(b)	発生しないとされており、発生しないと考えられるもの(c)	発生しないとされておりが、発生すると考えられるもの(d)	定性的に記載されているもの(e)	小計((c)を除く。)	計
	遵守費用 (特別な理由がない限り金銭価値化、少なくとも定量化)	令和2年度	23 (27.7%)	9 (10.8%)	34(-)	9 (10.8%)	42 (50.6%)	83 (100%)	117
		令和元年度	27 (28.7%)	11 (11.7%)	43(-)	3 (3.2%)	53 (56.4%)	94 (100%)	137
	行政費用 (可能な限り定量化又は金銭価値化)	令和2年度	10 (10.0%)	5 (5.0%)	17(-)	15 (15.0%)	70 (70.0%)	100 (100%)	117
		令和元年度	12 (11.0%)	7 (6.4%)	28(-)	19 (17.4%)	71 (65.1%)	109 (100%)	137
	効果(便益) (可能な限り定量的に推計)	令和2年度	14 (13.1%)	5 (4.7%)	0(-)	0 (0.0%)	88 (82.2%)	107 (100%)	107
		令和元年度	36 (28.6%)	5 (4.0%)	0(-)	0 (0.0%)	85 (67.5%)	126 (100%)	126
	評価の活用状況	年度	記載されているもの			記載されていないもの			計
		令和2年度	0(0.0%)			117(100.0%)			117
		令和元年度	0(0.0%)			137(100.0%)			137
	事後評価の実施時期	年度	記載されているもの			明確な記載がないもの			計
		令和2年度	115(98.3%)			2(1.7%)			117
		令和元年度	127(92.7%)			10(7.3%)			137
	事後評価の指標	年度	設定されているもの	設定の仕方に議論の余地のあるもの	設定されていないもの	設定されていないもの			計
		令和2年度	35(29.9%)	71(60.7%)	11(9.4%)	11(9.4%)			117
		令和元年度	37(27.0%)	76(55.5%)	24(17.5%)	24(17.5%)			137

事後評価	項目	年度	金銭価値化されているもの(a)	一部定量化されているもの(b)	発生しないとされており、発生しないと考えられるもの(c)	発生しないとされておりが、発生すると考えられるもの(d)	定性的に記載されているもの(e)	小計((c)を除く)	計
	遵守費用 (特別な理由がない限り金銭価値化、少なくとも定量化)	令和2年度	5 (27.8%)	4 (22.2%)	21(-)	1 (5.6%)	8 (44.4%)	18(100%)	39
		令和元年度	22 (66.7%)	3 (9.1%)	25(-)	2 (6.1%)	6 (18.2%)	33(100%)	58
	行政費用 (可能な限り定量化又は金銭価値化)	令和2年度	1 (4.8%)	4 (19.0%)	18(-)	3 (14.3%)	13 (61.9%)	21(100%)	39
		令和元年度	7 (18.9%)	4 (10.8%)	21(-)	1 (2.7%)	25 (67.6%)	37(100%)	58
	効果(便益) (可能な限り定量的に推計)	令和2年度	4 (10.8%)	9 (24.3%)	1(-)	0 (0.0%)	24 (64.9%)	37(100%)	38
		令和元年度	3 (5.7%)	39 (73.6%)	4(-)	0 (0.0%)	11 (20.8%)	53(100%)	57

注1) 効果については、簡素化案件では記載が不要であるため、合計値が一致しない。

注2) 定量化率は、費用が発生しないと記載されている又は影響の有無が記載されていないもののうち、実際に発生しないと考えられるものを母数から除外して算出している。

費用及び効果の金銭価値化・定量化がなされている事例

規制名：特殊肥料同士を配合した肥料の特殊肥料指定及び品質表示基準 法令名：肥料取締法施行令の一部を改正する政令等案	府省名：農林水産省 規制区分：拡充、緩和
<p>【課題】 肥料の低コスト化を含め、農家のニーズに応じた柔軟な肥料生産の妨げとなっており、さらに、複数の特殊肥料を一度に散布するという効率的な農作業が困難である。</p> <p>【発生原因】 現行制度においては、特殊肥料同士を配合した肥料は生産できない。</p> <p>【非規制手段との比較】 複数の特殊肥料を用いる農家の利用目的は多様だが、例えば「安価な肥料成分」を期待する場合、肥料成分が同様に含まれる化学肥料を特殊肥料の価格帯まで押し下げるよう、差額分を補助金として給付する政策が挙げられる。 しかし、肥料価格はその原料の国際市況の影響を受けるなど差額分を定めることが非常に困難であるほか、低コスト化に向けた企業競争が阻害される懸念がある。</p> <p>【規制内容の度合いの比較】 表示基準を定めることについては、表示に代えて、消費者が肥料成分等の情報を請求できる制度を創設することが想定される。その場合、改正案において記載した成分の検査費用(180万円)だけでなく、生産業者及び販売業者が、ロットごとに生産に係る情報を長期にわたり帳簿をつける等により保管し、問合せに対応する必要が生じ、（中略）合計で約633万円かかり、改正案よりも大きな遵守費用となる。</p>	

規制案の内容	(1) (2) のように生産を認める前提として、当該配合肥料の適正な流通のため肥料成分等に関する品質表示基準を定める。 (2) 特殊肥料同士を配合した肥料を特殊肥料として指定する（告示）ことで、生産を認める。
--------	---

【費用(総額):約210万円】

<遵守費用：生産及び販売に当たって、成分含有量等の品質表示基準を遵守するための費用>

$$\circ 181万4,000円 \approx 7,200円 \times 252鉛柄$$

- 実際に含まれる肥料成分を分析する費用:1鉛柄当たり7,200円
※日本土壤協会HP
- 増加見込み鉛柄数:約252鉛柄

<行政費用：新規に届出される肥料について、その監督に要する費用
(法令の遵守状況等を確認するための立入検査等)>

$$\circ 26万円 \approx 2万1,000円 \times 252鉛柄 \times 0.05$$

- 人件費:約2万1,000円(立入検査1鉛柄ごと)
- 立入検査における抽出率:約5%

＜間接的影響＞

- 農地への有機物の投入が増加し、いわゆる「土づくり」が進むことにより、作物の農地当たり生産量及び品質向上へつながることが期待される。

効果が費用を上回ること

【便益(総額):約31.5億円】

<施肥に係る作業の省力化や生産費の抑制>

$$\circ 1.1億円 \approx 3万3,600円 \times 3,300ha$$

- 施肥に係る作業時間の削減:2.4時間/10a → 1.2時間/10a
※ やまとアグリネット
- 施肥に係る労務単価:2,800円/時間
- 削減される施肥に係る労務量:3万3,600円/1ha
- 今後5年間で特殊肥料同士を配合した肥料が施肥される農地の面積:3,300ha

<化学肥料を用いた場合と比べて抑制される生産費>

$$\circ 30.4億円 = 6,400万kg \times (125 \times 0.4 - 2.5)$$

- 灰由来特殊肥料※1の全量が配合肥料と利用された場合、灰由来特殊肥料と同じ成分量分の化学肥料※2を原料として用いた場合と比べたもの(肥料の価格や成分量については、一般的な値として事業者から聞き取ったもの)
 - ※1 例:バイオマス燃焼灰(約2.5円/kg、カリウム成分含有率約20%)
 - ※2 塩化カリウム(一般的に約125円/kg、カリウム成分含有率約50%)



【規制（改正）案の確定】

令和2年7月31日閣議決定
令和2年12月1日施行



【事後評価】

実施時期：施行後5年を目途として事後評価を実施する。
指標：特殊肥料同士を配合した肥料の生産量